

誰もが暮らしやすい地域社会を目指して

目的・概要

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制のさらなる充実を図ります。

◆ 権利擁護支援に係る中核機関運営委託 4,125万円 **新規**

地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進するため、権利擁護センター「めぐろ」を成年後見制度に係る中核機関と位置付け、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援、不正防止等のさらなる充実を図ります。

◆ 利用時間外活動支援事業の拡充 864万円

障害のあるかたの日中の通所施設終了後における活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援するため、民間事業所の活用により利用時間外活動支援事業を拡充します。

健康福祉計画課 電話：03-5722-9836

障害施策推進課 電話：03-5722-9254

◆ 認知症検診推進事業の対象年齢の拡大 3,112万円

認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症の早期診断・早期対応を推進することを目的として67歳・70歳・73歳・76歳を対象として「もの忘れ検診」を実施しています。7年度から、検診対象年齢を61歳・64歳・79歳まで拡大します。

◆ ひきこもり相談支援の機能強化 134万円 **新規**

ひきこもりに関する普及啓発や、本人とご家族が相談しやすい環境づくりを一層推進します。当事者が安心して過ごし、交流を通じてつながる居場所、相談会の充実など、ひきこもり相談支援の機能強化を図ります。

◆ 失語症会話パートナー等事業 585万円 **新規**

障害者等への意思疎通支援の充実のため、失語症のある方や失語症のある方々が集まる場へ失語症会話パートナーを派遣するほか、失語症会話パートナー養成講座やことばの集いを開催します。

◆ 手話の理解促進・普及啓発事業 396万円 **新規**

手話の理解促進と普及啓発を一層推進するため、手話に関する講演会や手話劇などのイベントの開催、区内地域団体や事業者等に対する出張手話講座等を行います。